

# 公 告

支出官第66号  
令和8年7月6日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

## 1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26K2E06008	多国籍連携等の業務に係る技術支援 (その2)	仕様書のとおり	1式	統合幕僚監部	令和9年8月31日

## 2 入札方式

一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

## 3 入札日時

令和8年7月29日(水) 11:00

## 4 入札場所

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

## 5 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。  
(提出期限: 令和8年7月14日(火) 12:00 )  
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)  
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除  
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)  
 装備品等秘密の保全に関する特約条項 ※  
 装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン ※  
 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項 ※  
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※  
 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※  
 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)  
 生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)  
 談合等の不正行為に関する特約条項  
 暴力団排除に関する特約条項  
 ※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件 **仕様書第3.2項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第7.7.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。  
 (提出期限： 令和8年7月14日(火) 12:00 )  
 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

#### 12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。  
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年7月28日(火) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、  
令和8年7月23日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)  
令和8年7月14日(火) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: [ijyamato@ext.is.mod.go.jp](mailto:ijyamato@ext.is.mod.go.jp)
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)  
 役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。  
 ・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、  
 履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料  
 ・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としな  
 い場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

#### 13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)  
 TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 [ijhattori@ext.is.mod.go.jp](mailto:ijhattori@ext.is.mod.go.jp)

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」及び「特定防衛秘密の保護に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約には、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」及び「秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」が伴います。

また、「装備品等調達にかかる秘密保全に対策ガイドライン」は従前のガイドラインからより厳格な管理策を盛り込んだものに整備されました。

特約条項で示すもののほか、新しいガイドラインで求める体制及び資料の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項とともにガイドライン及び違約金条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

## 郵送による入札について

## 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

## 2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

## 3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

## 4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

## 5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

## 6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

## ○参考○

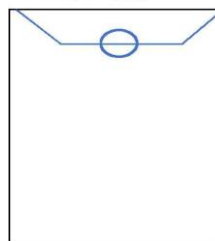
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

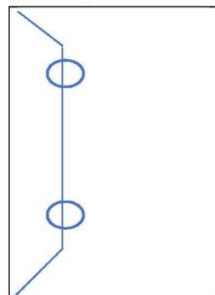
公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」  1回目
---

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」  2回目
---

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805  東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛  「入札書在中」
---

又は

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」 1回目
------------------------------------





調達要求番号：26K2E06008

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 6 0 2 3
多国間連携等の業務に係る技術支援役務 (その2)	作成年月日	令和8年6月26日
	改正年月日	
	作成部隊等	統合幕僚監部首席指揮通信システム官

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、多国間連携等の業務に係る技術支援役務（以下「技術支援役務」という。）（その2）について、その内容及び要求事項を規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、**JIS X 0001～JIS X 0032, IEEE規格, IETF標準勧告, ITU-T勧告, ISO規格**によるほか、**付表**のとおりとする。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、本仕様書と異なる場合は、本仕様書に定める事項を優先する。ただし、契約後、当該文書に改定があった場合は、その適用について別途協議する。

#### a) 規格

- 1) JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語
- 2) IEEE規格
- 3) IETF標準勧告
- 4) ITU-T勧告
- 5) ISO規格

#### b) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）
- 3) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 4) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）
- 5) 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号。19. 4. 27。以下「省秘通達」という。）
- 6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）
- 8) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第118号。31. 1. 9）
- 9) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日デジタル社

会推進会議幹事会決定) (以下「標準ガイドライン」という。)

- 10) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(2025年(令和7年)5月27日デジタル庁)(以下「標準ガイドライン解説書」という。)
- 11) 装備品等秘密の指定等に関する訓令(令和6年防衛省訓令第10号)
- 12) 装備品等秘密指定等に関する訓令の解釈及び運用について(通達)(装装保第4224号。令和6年3月13日)
- 13) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について(通達)(防経装第19072号。26.12.34)

### 1.3.2 関連文書

#### a) 仕様書等

JSO-26-6006 多国間連携等の業務に係る技術支援役務仕様書

#### b) 法令等

- 1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)
- 2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- 3) 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第19号)
- 4) 防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務処理要領について(通達)(防官情第2209号。18.3.24)

## 2. 本技術支援役務の概要

### 2.1 背景及び実施の要旨

近年、多国間訓練の重要性が増加していることに伴い、相互運用性の向上が求められているものの、セキュリティの観点から柔軟な他国との情報共有基盤が構築されず、運用上制約を受けることが懸念されている。特に、ASEAN等との連携においては、現状、秘匿通信での情報共有が困難であり、早急な情報共有基盤等の構築が必要である。

### 2.2 目的

本技術支援役務は、多国間連携等の業務において必要となる情報共有及び秘匿通信に係る技術的課題から、特にASEAN等との情報共有基盤の構築による相互運用性向上を図ることを念頭に、段階的に情報共有等の要領を調査、検証及び整理を実施し、多国間連携における情報共有基盤に対する総合的な知見を得ることを目的とする。

その際、ASEAN等のメッセージ交換やビデオ通話等の基本的なコミュニケーションサービスによる情報共有の構築の検討を実施する。

## 3. 事業の役割及び実施体制

### 3.1 事業の役割

本事業の役割は多国間連携等の業務に係る技術的事項について、官側の検討及び判断を支援することを目的とした技術支援役務である。本事業において契約相手方は、官側が主体的に実施する検討及び判断を補助する立場として、必要な技術的支援を行うものとする。

### 3.2 実施体制

契約相手方は、本技術支援役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。なお、実施体制は表1を基準とする。

- a) 本技術支援役務に従事する個人は、契約の履行に必要な情報を適切に取り扱える者であること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本技術支援役務を履行するために必要な次の資格又は同等の経験、業績等を有すること。
  - 1) 実施責任者 **情報処理の促進に関する法律**（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験（以下「情報処理技術者試験」という。）のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者であること。
  - 2) 作業員 情報処理技術者試験のうちシステムアーキテクト試験の合格者及びネットワークスペシャリスト試験の合格者を含めること。
  - 3) 品質管理責任者 Project Management Professional資格保有者を含めること。
  - 4) 情報セキュリティ責任者 情報処理技術者試験のうち情報処理安全確保支援士の資格保有者もしくは情報セキュリティスペシャリストの合格者を含めること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

表1 実施体制

項番	組織又は要員（基準）	役割
1	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本技術支援役務の調達及び契約締結後の調整を主体となって実施する。</li> <li>●本技術支援役務の管理状況の確認、承認及び成果物の承認を行う。</li> <li>●本技術支援役務の全体進捗管理を行う。</li> <li>●本技術支援役務の実証試験において関係課及び部隊等と連携を行う。</li> </ul>
2	自衛隊サイバー防衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本技術支援役務の実証試験において必要な協力を行う。</li> </ul>
3	契約相手方（実施責任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本技術支援役務全体を統括し、必要な意思決定を行い、本技術支援役務の円滑な遂行の責任を担う。</li> <li>●スケジュール、リスク、課題及び品質等、本技術支援役務に係る包括的な管理を行うとともに、統合幕僚監部首席指揮通信システム官との調整を行う。</li> </ul>
4	契約相手方（作業員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約相手方（実施責任者）の指示に従い、本技術支援役務を遂行する。</li> </ul>
5	契約相手方（品質管理責任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本技術支援役務の遂行に当たり、品質管理における受託者としての責任を持つ。</li> </ul>
6	契約相手方（情報セキュリティ責任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本技術支援役務の遂行に当たり、情報セキュリティ管理における受託者としての責任を持つ。</li> </ul>

## 4. 技術支援役務の要求事項

### 4.1 本役務の内容

契約相手方は、技術支援役務において、ASEAN等との秘匿通信をするための情報共有基盤の整備の支援役務を実施するものとする。

具体的な実施内容及び要求は次のとおり。

### 4.2 技術支援役務の準備

以下の項目に従い技術支援役務の準備を行い、役務に必要な環境の細部は官民協議により決定する。

#### 4.2.1 役務実施計画書の作成

- a) 契約相手方は、本役務に向けて役務実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法）を作成し、実施計画報告会において確認を得た後、官側に提出する。
- b) 役務実施計画書に変更が必要な場合は、官側の了承を得るものとする。

### 4.3 技術支援役務の実施

以下の項目について、役務実施計画書に従って技術支援役務を実施する。具体的な実施内容は官民協議により決定する。

#### 4.3.1 ASEAN等との秘匿通信をするための情報共有基盤の整備の支援役務

- a) 日本として主体的にASEAN等との秘匿通信をするためのシステム構築に関する制度面の観点を含めた要件定義をすること。
- b) 官側が示す検証環境（AWS-TSE環境を基準）において、当初、ASEANの内1カ国を想定した連携に必要な環境を構築し、メール等のメッセージ機能の検証を行い、その結果として把握された課題及び成果を報告するものとし、併せてVTCツールに関して多国間との連携への適否を机上検討（3種類以上のVTCツール）し、その比較検討結果を中間報告で報告すること。なお、想定国との実証検証が困難な場合は、想定国側の接続環境を模擬し、検証すること。
- c) ASEAN等との情報共有の要領について、実現すべき機能・性能を調査し、多国間との必要な規定を検討すること。また、送受する情報の取り扱い区分に応じた必要な暗号機能を併せて検討をすること。
- d) ASEAN等との接続において、必要なネットワーク構成や回線、システム（又はサービス）化に必要な要件及びそれらの実現方法を検討すること。また、多国間で共有するシステム（又はサービス）等の維持管理要領を併せて検討すること。
- e) 各種検討を実施するにあたり、官側が示すASEAN等以外の多国間連携に係る現状や次世代情報通信技術の導入も踏まえた検討を実施すること。
- f) a)～e) の検証等の結果を踏まえ、ASEANの内1カ国を想定した接続を実現するためのシステム構築に関する要件を成果報告会で報告するものとし、併せて5年以内を基準とした他のASEAN等との多国間連携の機能実装及び拡張に向けた将来計画案を策定し、報告すること。

#### 4.3.2 本技術支援役務結果の利活用に向けた検討

技術支援役務の実施内容に基づき、今後の多国間連携等の業務に対する利活用の課題や要件等を支援役務結果から検討し、報告すること。

## 5. 報告及び調整会議

### 5.1.1 中間報告書の作成

契約相手方は、技術支援役務の進捗状況に応じ、報告時期を令和9年1月を基準として、中間報告の結果について中間報告書を作成し、官側へ提出するものとする。

### 5.1.2 役務実施報告書の作成

契約相手方は、本役務の結果について役務実施報告書を作成するものとする。

## 5.2 報告会

契約相手方は、役務実施計画報告会及び役務実施報告会を実施し、各報告会において、対応する報告書の内容について説明を行うものとする。なお、各報告会の実施時期、実施場所及び報告内容の整理については、**表2**に示す基準に基づき、官側と調整の上、実施するものとする。

- a) 官側からの指摘事項に係る検討結果・回答については役務実施報告書に反映するものとする。
- b) 議事録を作成するものとする。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

**表2 報告会実施の基準**

名 称	実施場所	実施時期	備 考
役務実施計画報告会	契約相手方が準備	契約締結後、官側と調整の上、実施	本技術支援役務の実施計画について役務実施計画書に整理して報告する。
役務実施報告会	契約相手方が準備	令和9年7月基準	本技術支援役務の結果について役務実施報告書に整理して報告する。

## 5.3 調整会議

契約相手方は、官側と調整の上、月1回を基準に、調整会議を実施し、進捗状況及び本役務を進めていく上での課題及び対策並びに本技術支援役務の方向性について調整するものとする。また、契約相手方は、調整会議終了後、1週間後を基準に議事録を官側と調整の上、データで提出するものとする。

官民調整会の実施場所は防衛省市ヶ谷地区を基準とする。また、官民調整会の資料は、契約相手方が調整会の場に持参するとともに、会議後官側にデータを提出するものとする。

## 6. 品質保証

### 6.1 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 7. 契約条件等

### 7.1 提出書類

契約相手方は、**表3**に示す提出書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

- a) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学の知見を有さない者

等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

**表 3 提出書類**

番号	名 称	部 数	提出先	提出時期	媒体
1	役務実施計画書	1 部	統合幕僚監部 首席指揮通信 システム官	役務実施計画報 告会終了後 2 週 間以内に	<b>電子媒体 (DVD-R等)</b>
2	中間報告書	1 部	統合幕僚監部 首席指揮通信 システム官	中間報告終了後 2 週間以内に	<b>電子媒体 (DVD-R等)</b>

## 7.2 納入品

納入品は、表 4 によるものとし、記録方式については、官側と調整するものとする。

- a) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

**表 4 納入品**

番号	名 称	部 数	納入先	納入時期	媒体
1	役務実施報告書	1 部	統合幕僚監部 首席指揮通信 システム官	契約終了時 まで	<b>電子媒体 (DVD-R等)</b>

## 7.3 契約条件

本役務の要求期間は、契約締結～令和 9 年 8 月 31 日とする。また、検証に必要な通信回線及び通信機器は契約相手方で準備するものとする。

### 7.3.1 組織に関する要求

- a) 契約相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- b) 契約相手方は、企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を自社で取得しているものとする。
- c) 契約相手方は、企業において取り扱う個人情報を適切に保護するために、プライバシーマークの認証を自社で取得しているものとする。
- d) 契約相手方は、通信回線 (インターネット接続を含む) を調達・提供できる体制を有するものとする。
- e) 契約相手方は、防衛省における次世代情報通信技術の導入に関わる調査研究もしくは実証実験の実績を有するものとする。

### 7.3.2 従事者に関する要求

- a) 契約相手方は、本技術支援役務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えるものとする。

- b) 契約相手方は、防衛省における全国規模のネットワーク・システムの調達又はネットワーク設計、構築の経験を有するものとする。
- c) 本役務の従事者には、諸外国との訓練の参加又は諸外国との情報共有基盤に係る調整実績又はこれらと同等の知識を有する者を含めるものとする。

#### 7.4 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、**著作権法**等を遵守し、履行すること。

#### 7.5 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、**標準ガイドライン**に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、**標準ガイドライン**解説書を参考とすること。

なお、**標準ガイドライン**及び**標準ガイドライン**解説書が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

#### 7.6 秘密保全

契約相手方は、次の秘密の文書及び図画等の取扱いなどを行う場合は、**省秘訓令**及び**省秘通達**により、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。また、本役務の履行により知り得た内容については、許可なく部外への利用又は公表を行ってはならない。

- a) 他国軍の取扱い制限のある情報

#### 7.7 情報保全等

##### 7.7.1 情報の取り扱い

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

##### 7.7.2 サプライチェーン・リスク対応

契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

##### 7.7.3 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その一部について再委託を実施する場合は、不適切な再委託により効率性及び機密性が損なわれないよう、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づく特約条項に従い、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性等について記載した文書を提出し、契約担当官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、契約担当官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項**b)**又は**c)**により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し**4.7**項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 再委託先の事業者が業務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責にすべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は再委託先業者の業務履行状況について、契約の相手方の業務履行状況に併せて適宜報告するものとする。
- g) 再委託先の事業者が義務違反をした場合は、官側は再委託中止の請求等を行うことができるものとする。

## 7.8 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。立入りに係る細部要領については官側の定めるところによる。

## 7.9 知的財産の取扱い

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（**知的財産基本法**（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約の相手方が、前項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。
- d) 契約の相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物を除く。）の著作権（**著作権法**第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。）について、官側に提出したときに、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官側に譲渡する。

- e) 契約の相手方は、**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作権者人格権（**著作権法**第18条第1項，第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約の相手方は、当該著作物の著作権者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- f) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利（技術資料（技術上の成果(文書，図画又は図表に表すことができるものをいう。)を表したものであって，かつ，財産的価値のあるものをいう。)以下同じ。)を利用及び処分する権利。以下同じ。)は，官が有する。ただし，当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は，契約相手方が有する。また，契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料のうち，引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては，当該第三者が権利を有する。
- g) 官側は，本契約の履行中及び終了後5年間は，契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物につき，本契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この項において同じ。）が行う監督，検査，調査，試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は，その著作物を防衛省の内部において利用し及び複製することができる。ただし，当該著作物のうち契約の相手方の指定するものの複製を除く。
- h) 官側は，契約の相手方から，**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には，特に支障がない限りこれを許諾するものとし，必要な事項は協議して定めるものとする。
- i) **g)**項にかかわらず，契約の相手方は，官側の使用に供する目的で，**d)**項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し，翻訳し又は翻案することができる。
- j) 契約相手方は，次の各号の内容について，知的財産管理報告書を作成し，納期までに官に提出するものとする。
  - 1) 契約相手方が知る限りにおいて，仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（**知的財産基本法**（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）
  - 2) 官に提出された技術資料に含まれる契約相手方の固有の技術資料及び**g)**項で定める契約相手方の指定する著作物

## 7.10 官側における支援

契約相手方は，本技術支援役務の履行にあたり，次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 本技術支援役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 技術支援役務に必要なデータの提示
- c) 技術検証等において官側の保有する関連機材の使用，官側要員による操作支援，並びにこれらに係る諸手続の提供に関する事項
- d) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水等の使用及び操作に関する事項

e) その他官側が必要と認めたもの

#### **7.11 仕様書に関する疑義**

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

付表一用語の定義

用語	用語の定義
ASEAN等	ASEANに加盟及びFOIPに参加する国を想定
AWS-TSE	AMAZONが提供する世界最大級のクラウドコンピューティングサービスが提供するセキュリティ重視のリファレンスアーキテクチャ

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—
	調 達 要 求 番 号	26K2E06008
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月3日
	作 成 部 課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官
	作 成 年 月 日	令和8年6月26日
品 名	多国籍連携等の業務に係る技術支援役務(その2)	
仕様書番号	JSO-26-6023	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
他国の取扱い制限のある情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「FOUO」表示の情報</li> <li>・「CUI」表示の情報</li> </ul>	左記に該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FOUO</li> <li>・CUI</li> </ul>
情報共有基盤に関する要求性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意」表示の情報</li> <li>・「部内限り」表示の情報</li> <li>・「対外厳秘」表示の情報</li> </ul>	左記に該当がある場合、保護すべき情報として扱う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意</li> <li>・部内限り</li> <li>・対外厳秘</li> </ul>
契約履行のために収集、整理、作成した情報	官側の調査研究を行う意図を類推できる情報	企業が取り扱う情報を組み合わせることにより、官側の意図が類推される情報が含まれる場合は、それらの情報も保護すべき情報となることに留意する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書(報告書)</li> <li>・文書(上記文書の作成途中の案分)</li> <li>・これらに係る電子データを保存した可搬記憶媒体</li> </ul>

3 特記事項

特になし。